

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

公益財団法人鹿児島県婦人会館（以下「当法人」という。）の定款第 15 条及び第 28 条の規程により、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等（報酬及び通勤費を言う。以下同じ。）及び費用（交通費、旅費、手数料等の経費を言う。以下同じ）の支給の基準を次のとおり定める。

（報酬等の支給）

第 1 条 当法人は、役員の仕事の執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤の役員の報酬は、月給とする。

3 評議員及び非常勤の理事に対しては、定款第 15 条第 1 項に定める金額の範囲内で、評議員会、理事会その他当法人が主催する会議・行事等（以下「評議員会、理事会等」と言う。）の出席の都度、定額の報酬等を支給することができる。

（報酬等の額）

第 2 条 当法人の常勤の役員の報酬の額は、月額 65,000 円とする。

① 前条第 3 項の定額の報酬等の額は、次のとおりとする。

② 非常勤の役員の報酬の額は、理事会等に出席したときに定額 2,500 円とする。

③ 評議員の報酬の額は、評議員会等に出席したときに定額 2,500 円とする。

（報酬の支給日）

第 3 条 役員及び評議員に対する報酬等は、常勤の役員に対しては毎月一定の決まった日に、また非常勤の役員及び評議員に対しては理事会等及び評議員会、理事会等に出席した場合に、その都度支給するものとする。

（報酬等の支給の方法）

第 4 条 報酬等は、通貨を以って本人に支給する。但し、本人の申し出により本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる

（通勤費の支給）

第 5 条 常勤の役員に対して、通勤費として通勤に要する公共交通機関を利用した場合の料金の額を支給する。

2 通勤費の支給は、報酬等の支給の際に合わせて行う。

（交通費）

第 6 条 当法人は、非常勤の役員及び評議員に対し、理事会及び評議員会等の出席に伴う交通費を支給することができる。

2 支給する交通費の額は、別紙のとおりとする。

（その他の費用）

第 7 条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担する。又は負担した費用（交通費を除く。）を本人の請求により支給することができる。

2 前項の費用の支給は、本人の請求のあった日から遅滞なく支給する。

（公表）

第 8 条 当法人は、この規定を以って、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律（平成18年法律第48号）第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定に関する法律の施行に関する法律の整備に関する法律（平成18年法律第50条）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

別表 「役員及び評議員の会議等の出席に伴い支給する交通費の額」

支給対象費	支給額
鹿児島市内に居住する者	500円
大隅半島に居住する者	2,000円
上記以外の地域に居住する者	1,500円
離島に居住する者	実費